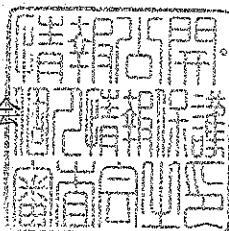


情報個審第1536号
平成30年5月15日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諮問番号：平成30年（行情）諮問第204号

事件名：「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられて
いる文書等の不開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成30年6月5日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックス
で情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせるこ
とにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、

調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、
諮詢序に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1720

FAX 03-3502-7350

(別 紙)

平成 30 年 (行情) 諒問第 204 号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

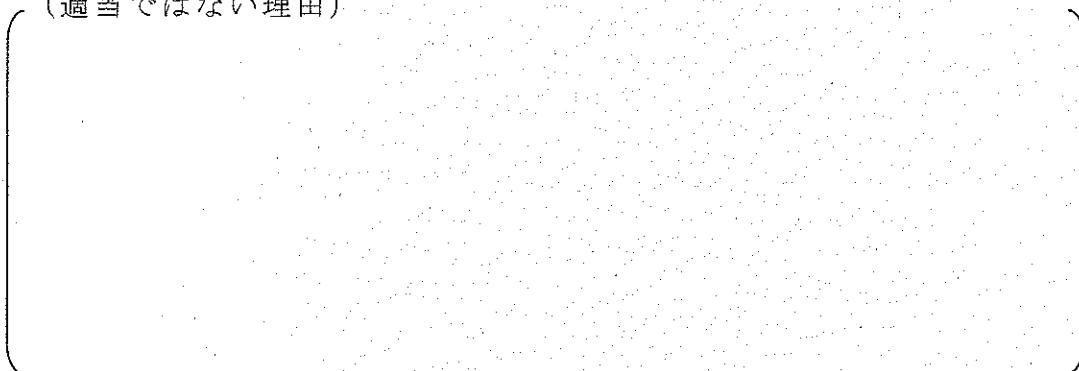
平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諒問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



質問序：法務大臣

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成25年度 準備及び結果に関する文書6』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成26年度 金融作業部会関係 (FATF)』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成27年度 金融作業部会関係』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成28年度 金融作業部会関係』」及び「法務省刑事局国際課が保有する、『平成29年度 金融作業部会関係』」を対象としたものである。

2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る対象文書を特定し、そのうち、平成29年9月1日付で、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2013年）」、「FATF 10月会合（ロジ関係）の一部（2014年）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2015年）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2016年）」、「2017年経済協力開発機構第II部予算分担金について（通知）」、「FATF Fintech and RegTech Forum」、「FATF 6月会合（役割分担表）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）（2017年）」及び「FATF 代表団リスト」について、同年12月27日付で、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書、「平成26年度 金融作業部会関係 (FATF)」に綴られている文書、「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書、「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書及び「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書について、それぞれ一部開示決定を行った（以下「本件開示決定」という。）。

また、本件開示決定を行った以外の対象文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第3号及び第5号に該当することから、法第9条第2項の規定に基づき、不開示決定（以下「原処分」という。）を行ったものである。

第2 質問庁の判断及び理由

1 質問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「開示した場合に予想される支障について、情報公開法5条3号及び5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。」「なぜ該当文書の公開が情報公開法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。」旨、主張し、原処分を取り消すことを求めているところ、質問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

2 不開示情報の該当性について

開示請求に係る「金融活動作業部会（FATF: Financial Action Task Force）」とは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するために、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合であり、金融活動作業部会（FATF）勧告の策定や見直しのほか、加盟国におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）等を行っている。

そのため、本件開示請求の対象文書は前記第1の1のとおりであるところ、これらの文書はその性質上、ホームページ等において一部公表されているものを除き、対外的に用いることが想定されていないものである。

具体的には、対象文書のうち不開示とした文書は、会合文書、会合文書に関連して我が国において作成された文書、他の加盟国等との協議等に係る文書等である。

まず、会合文書は、FATF事務局等により作成されたものであり、加盟国は対外的に公表しないことを求められているし、対外的に公表されないことを前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む。会合文書に関連して我が国において作成された文書は、会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含む。他の加盟国等との協議等に係る文書等は、対外的に公表されないことを前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換等の情報を含む。

よって、これらは、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するものである。

また、審査請求人は、原処分に対し、不開示決定に係る文書が特定されていないため、原処分は違法である旨主張する。

この点、本件開示請求の対象文書のうち不開示とした文書は、文書の名称を明らかにすることで、その内容を容易に想像される余地があり、不開示文書の名称を明らかにすること自体が、公にすることが想定されていないFATFにおける議論の内容や我が国における取組状況、我が国と協議を行った他の加盟国等の名称やその議論の内容等を明らかにすることになるため、上記と同様の理由により、文書名を含む具体的な内容について不開示とした原処分は法の趣旨に反するものではない。

第3 結論

以上のとおり、不開示とした文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するため、原処分は妥当である。